

判決年月日	平成16年6月30日	担当部	東京高等裁判所 知的財産第2部
事件番号	平成15年(行ケ)438号		
「 / otto」商標について使用の事実が認められないとして商標登録を取り消した審決を維持した例			

原告は、香港の法人で、黒地の四角の中に白抜きで四分音符の図形を配し、右下に小振りの「otto」の文字を表した商標につき、第25類「履物、運動用特殊靴」を指定商品とする商標登録をしていた(本件商標)。本件商標につき、不使用取消審判の請求がされ、商標権者(原告)が使用の事実を証する証拠を提出しなかったため、特許庁は、本件商標の登録を取り消す審決をした。審決取消訴訟の段階に至り、原告は、審判請求の登録前3年以内における本件商標の国内使用を証する証拠として、日本国内にある原告の関連会社で本件商標の通常使用権者であるA社に向けて輸出したサンダルに関するものであるというインボイス等の取引書類、日本国内の取引先に頒布したというカレンダー、A社が取引先に頒布したというサンダルのカタログ(ちらし)などを提出した。これらには、レターヘッドや、カレンダーの絵部分、カタログの右下隅などに本件商標が表示されていた。訴訟では、主としてこれらの証拠の信用性が争点となった。判決は、原告提出の証拠は、客観的証拠からみてその主張される時期に存在したものであるか否かにつき疑問がある、商品との関連性をうかがわせる記載がないなどとして、証拠からは本件商標の使用事実を認めることができないとした。